

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年8月23日

多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

- 1 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する
条例の具現化～中学生が望む、行きたい学校とは

答弁者

市長・教育長等

受付	令和4年8月23日	No.6
	午前11時15分	

1 多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の具現化～
中学生が望む、行きたい学校とは

コロナ禍が3年目となり、今、中学3年生の方達は、入学以来、今日に至るまで、中学校生活全てをコロナと共に過ごすことを強いられ誰一人の例外はなく、多くの制約や諦めを経験している事と思います。

同時に、ギガスクール構想とも言われる、一人一台のタブレットが支給され、学校での授業で使用する一方、自宅でも先生の授業が見聞き可能になるなど、ある意味、便利さも体験しているのかも知れません。

そのタブレットによる、便利さとは、学校という建物、自分の教室の中になくても学校の授業を受けることが出来る事を意味しますが、その事は、各々多少の違いはあったとしても学校に行く、行かないにかかわらず、学びの保障、学ぶ権利が確保されていると言えるのかも知れません。

つまり、もし、何らかの事情により学校を休んでも、友達の様子や授業の内容をリアルタイムで最低限、知ることが出来るのですから、「学び」という点だけから言えば、コロナ禍において、不登校の問題は一定解決されたのかも知れないのです。

にもかかわらず、昨年、本市は不登校対策として、瓜生小学校敷地内の建物に不登校特例校を設置する予定でした。しかし、一旦、立ち止まることとした、と報告がありました。そして、立ち止まった理由は、ギガスクール構想が始まり学びの保障が解決出来たからではなく別の理由でした。

中学生にとって、学校での3年間はコロナであろうと無かろうと、不登校であろうと無かろうと誰も3年間しか与えられていないのです。

そう考えた時、中学生は学校に学び以外にどのような環境、要素、居場所を望んでいるのか今の中学校のどんなところが変わって欲しいと望んでいるのか、子どもに聞き、子どもと共に考え、市内全ての中学生にとって、市内全ての中学校を子どもが望む学校にするべきとの思いから以下、質問させていただきます。

- (1) 不登校特例校について現在の進捗とお考えを伺います。
- (2) 一旦立ち止まるとの報告がありましたが、取りやめる選択肢はあるのか、お聞きします。
- (3) 今、教育センターに設置されている、ゆうかり教室と本年度、設置、実施の予定だった、分教室型不登校特例校、(いわゆる諏訪中学校の分教室)との違いは何なのかお聞きすると共に、ゆうかり教室では出来ない内容があるのかも、お聞きします。
- (4) とりわけ、このコロナ禍、不登校の子どもに限らず、うつ傾向があるなど、辛さや悩みがある子どもは多いと思われまます。
不登校特例校が出来ることで改善するのかご見解を伺います。
- (5) 中学生にとって、学びは保障されなければならないですが、タブレットの活用で、学校外でも、とりあえず、学びは保障されています。
公立の中学校が、中学生に対し、学び以外に保障しなければならないことがあるのかお聞きします。
- (6) 以前、不登校特例校について、カリキュラムなど含め、中学生が自由になる内容は多いとの説明を受けました。しかし、不登校にならずとも、先生に訴えるなどしてなくとも、自分の学校がこうなって欲しいなど、要望を持っている中学生は多いのではないのでしょうか？ ご認識を伺います。
- (7) 中学生から、要望を聞きいれ実施するかは、校長判断で可能と聞きます。
子どもの権利の視点から、現行の中学において、今の時代の中学生の要望を吸い上げ、子ども主体のフレキシブルな学校への変革が、必要なのではないのでしょうか？時代の変化に、あまりにも学校が適応していないことが全ての子どもたちを苦しめているのかも知れません。
例えば、校則の内容など、不登校でない子どもも、同年齢であれば、心地よさや要望は共通している可能性があります。
その点を踏まえて、子ども達に聞きながら、現行の学校において、不登校特例校で実施しようとしていた、より自由な環境の学校を始めてみてはいかがでしょうか？
見解をお聞きします。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2022年8月22日

多摩市議会議員 岩永ひさか

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

1 市民自治を支える公民館の「学び」について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和 4年 8月22日	No. 7
	午後 2時22分	

項目別質問内容

1 市民自治を支える公民館の「学び」について
<p>前回、6月議会の最終日、浦野前副市長が退任挨拶で「地球と地域を持続可能なものにしていくための取組み」に言及され、議会、議員に対し、応援してほしいと述べられたことが私には大変印象的でした。</p>
<p>阿部市長も6月議会所信表明演説の締めくくりに「チャレンジは小さくても、この多摩市から、人権、環境、平和を基軸とするコミュニティ自治を創造していきたいと考えています。」と述べられましたが、私も小さな取組みであっても、より現実的で具体的な対応とその積み重ねが求められると考えています。</p>
<p>今後、第5次多摩市総合計画基本構想に対する達成度については十分に検証される必要があると思っておりますが、(仮称)第6次多摩市総合計画策定に向けた取組みも始まっています。次の基本構想はこれまでの計画や取組みを踏まえ、「市民と共にまちづくりを推進していくための指針」にしていくと伺いました。</p>
<p>多摩市では従来から、市民参画・市民協働を重視してきましたが、さらに進化させ「市民協創」をキーワードにした地域づくりが進んでいくものと理解しています。私はこうした取組みを支えていく「学び」の重要性を改めて指摘したいと思っております。そして、新たな基本構想を策定するにあたっては、市民自治を豊かにする「学び」の必要性を共通認識にしたいと考えます。阿部市長は市長就任以来、市民主権を掲げてきましたし、そのお考えのもと、「地域委員会構想」についても粘り強く取り組んでおられます。私はその根幹を支えるのもまた、「学び」であると考えています。</p>
<p>人生100年時代構想会議では、「100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要。」とされましたが、私は「生涯にわたる学習」を支えていくための「社会教育」の果たす役割と意義の大きさを私たちが再認識し、教育行政を進めるべきと捉えています。</p>
<p>そして、社会教育法第20条を設置根拠とする多摩市の公民館のこれからのについても、建物「館」の管理手法も含め、人口減少社会においてどのように、その固有の役割を果たすべきなのか、改めて考えていく必要を感じています。多摩市の公民館も、取り巻く社会状況の変遷とともに、その在り方が問い直されてきたと言えますが、「公民館」はただの「貸し館」ではないはずです。公民館の歴史を紐解くと「寺中構想」がその原点にあることを知ることができますが、再確認しておきたいと思っております。多摩市の市民自治を発展させていくための学びを支える公民館の「しあさって」を考えるため、以下質問いたします。</p>

項目別質問内容

(1) 社会教育法、公民館の歴史をどのように認識しているか伺います。また、多摩市における社会教育はどのように発展を遂げてきたと考えているのか伺います。
(2) 阿部市長は多摩市における公民館活動の歴史、現状をどう評価されているか伺います。
(3) 千葉教育長は、教育行政が一般行政から独立していることを踏まえ、第4次多摩市生涯学習推進計画における多摩市立公民館の位置づけをどう理解されているのか伺います。
(4) 公民館運営審議会の集大成ともいえる平成22年3月の答申「地域の力でまちの夢を実現する公民館」の内容は現在の公民館の運営にどのように生かされてきたと捉えているか、改めて伺います。
(5) 社会教育の実践の場である公民館には職員の専門性が必要だと考えますが、現状と課題、また、公民館職員の育成についても伺います。
(6) 2018年11月から2019年8月多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会では「子ども・若者育成支援のための条例制定」だけを提言していたわけではありません。プレイヤーやユースワーカーの必要性にも触れられていました。条例は制定されましたが、今後の取り組み方をどのように考えているのか伺います。あわせて、庁内で「児童館のあり方」が検討されていますが、現状認識についても伺います。
(7) 市民自治を豊かにするための「学び」という視点にたち、多摩市ではどのような実践が重ねられてきたと捉えているのか、また、現状についても合わせて伺います。
資料要求欄 （資料要求がある場合は、以下に記入してください。）
①永山公民館、関戸公民館の職員配置状況について 館長、係の状況、配置人数、また、社会教育主事の有資格者及び、公民館（もしくは社会教育行政）での従事年数
②永山公民館、関戸公民館の事業報告書（過去5年間）
③利用者懇談会実施状況、報告書（過去5年間）

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年8月22日

多摩市議会議員 折戸 小夜子

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

1 新庁舎建替えの場所は

2 南豊フィールドの敷地内管理と災害時の避難場所の在り方について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和4年8月22日	No.8
	午後2時29分	

項目別質問内容

<p>1. 新庁舎建替えの場所は</p> <p>令和元年6月議会の一般質問で新庁舎建替えの検討には早期に建替候補地の位置確定が必要だと提案しました。</p> <p>ご答弁では検討経過の説明で、平成20年度の「多摩市役所庁舎のあり方検討懇談会」平成27年度「多摩市役所庁舎のあり方検討チーム」平成28年度の「多摩市役所庁舎のあり方委員会」など、庁内での検討や市民と学識経験者等で検討を重ねてきたこと、本庁舎の位置については具体的な検討が始まる「基本計画着手」までには決めておく必要があるとの答弁でした。</p> <p>現在は「有識者懇談会」が開催されていて、又市民フォーラムも7月30日には開催されました。</p> <p>それらの経過を踏まえて以下質問致します。</p> <p>(1) 検討委員から、市民参画の手法として「多くの市民と一緒に考え丁寧で多様な議論を積み重ねる必要がある」と提言されています。この提言を重視して進める為には有識者懇談会だけでなく市民が参画する検討会の開催が必要ではなかったのではと考えますが、ご見解を伺います。</p> <p>(2) 有識者懇談会では主にDX推進に向けての市役所の機能が審議されています。市制50周年を迎える多摩の街のデザインとして、多摩市のニュータウン再生を考え、多摩センターの活性化について議論を深めることはなぜしなかったのか伺います。</p>
<p>2. 南豊フィールドの敷地内管理と災害時の避難場所のあり方について</p> <p>平成27年4月からサッカーの練習や他のスポーツなど又地域活動にも活用されて7年が経過しています。</p> <p>市民の財産が有効に活用されて、市民が納得できることが大切であると考えます。</p> <p>敷地内の管理の実態や災害時での避難所としてどの様に契約され実施されているかについて以下質問します。</p> <p>(1) 多摩市民に対しての企画イベントの実績について伺います。</p> <p>(2) 敷地内の植栽の管理の実態を伺います。</p> <p>(3) 人工芝でのマイクロプラスチックの対策はとられているのか伺います。</p> <p>(4) 災害時での避難所としての施設利用について伺います。</p>
<p>資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)</p> <p>① 南豊フィールド一般社団法人東京グリーンスポーツリンク契約書</p> <p>② 災害時における避難所等施設利用に関する協定書</p>

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年8月23日

多摩市議会議員 松田だいすけ

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

- 1 住宅用太陽光発電設備の補助事業と多摩市内公共施設における太陽光発電設備について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和4年8月23日	No.9
	午前5時26分	

項目別質問内容

<p>1. 住宅用太陽光発電設備の補助事業と多摩市内公共施設における太陽光発電設備について</p> <p>3月の定例会の代表質問で東京都の太陽光パネル設置義務化について触れさせていただいたが、この8月8日の東京都環境審議会において一戸建てに対する太陽光パネルの設置を義務付ける条例改正案について基本方針が答申された。</p> <p>今後、答申をもとに議論が行われ、義務化に向けた手続きが本格化されていくのだろうと思われる。さらにこれとは別に東京都と多摩市で行われる一戸建て（新築・既存住宅）に対する太陽光パネル・蓄電池などの機器導入に関する補助金もあり、都と市の補助を合わせて導入すると内容によっては購入者の負担額が通常半額で導入できるほどの大きなものであるため省エネルギー導入促進に関して目玉となる補助事業だと考える。</p> <p>一方、『多摩市気候非常事態宣言』を表明し、市民に向けた補助メニューも拡充し環境政策に取り組む多摩市自身の市内公共施設の太陽光発電設備についてはどうであるか。そのあたりのことも含め以下質問する。</p>
<p>(1) 今年度の省エネルギー導入に関する補助金額は前年度実績を基に予算を組んでいると思うが、前年度の予算執行における件数などの実績について伺う。</p>
<p>(2) 多摩市内公共施設に太陽光発電設備を設置している箇所がいくつあるか。またそれぞれの管理の仕方（点検・維持管理含め）について伺う。</p>
<p>(3) 市内公共施設の太陽光発電設備で近年発生した不具合または現在発生している不具合はあるか伺う。</p>
<p>(4) 都営団地やURなど建替えの際の環境配慮について今後どのように考えるか、また進めていくかについて伺う。</p>
<p>資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）</p>
<p>① 令和3年度、4年度補助における市民の負担額</p>
<p>② 前年度省エネルギー機器導入に関する補助金の執行状況</p>
<p>③ 公共施設の太陽光設備設置状況一覧</p>

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年8月23日

多摩市議会議員 岸田 めぐみ

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

- 1 プラスチックから持続可能な社会を考える
- 2 農地の保全と環境保全

答弁者

市長・教育長等

受付	令和4年8月23日	No.10
	午前11時37分	

項目別質問内容

1 プラスチックから持続可能な社会を考える
<p>市民団体と多摩市水辺の楽校運営協議会が協力事業として行っている大栗川の清掃活動が毎月第一日曜に行われています。清掃活動では交通系カードや鍵など様々なものが拾われますが、単純に個数だけでみても8割以上、数えきれない破片や混在ごみなどを含めるとそれ以上に多く拾われているのがプラスチックごみです。他のごみと比べて、飛びぬけて多い状況です。プラスチックは自然に分解しにくく、川などから流れて海洋汚染の原因となるだけではなく、燃やすと地球温暖化を促進します。使い捨てなどのプラスチックの使い方や処理方法についての国際的な関心も高まりを受け、本年四月より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、プラ新法）が日本で施行されました。</p> <p>足元で調べてもプラスチックごみが多いことは明らかであり、地球環境に照らすと、一人ひとりの意識でごみを減らすだけでなく、社会の仕組みをつくり無理なくごみ減量化ができるように、また資源化されるプラスチックは極力水平リサイクルを目指す必要があります。技術の進歩も取り入れながら、加速的に取り組みを進めていかなければなりません。そのためには、今まで以上に市と市民、事業者との協働が欠かせないと考え、以下質問致します。</p>
<p>(1) 昨年度の決算審査時に「国に拡大生産者責任の考え方の徹底を求めていきたいと考えています」という答弁がありました。その後について伺います。他の自治体からの声、特に近隣市はどうでしょうか。</p>
<p>(2) 分別収集したプラスチック使用製品廃棄物について、容器包装リサイクル法に規定する「指定法人に委託する方法」と「認定再商品化計画」に基づくリサイクルがプラ新法に示されています。多摩市プラスチック削減方針には「独自処理」が書かれていますが、それぞれどのような特徴があるのでしょうか。また本市が独自処理を選択している理由と今後の展望について伺います。</p>
<p>(3) 市の職員には異動がありますが、協働の取り組みを継続していかなくてはなりません。そのためにやっていることについて伺います。</p>
<p>(4) 本年3月、プラスチックごみの削減を目的とし本市は給水機設置事業者と協定を結びました。そして環境政策課の取り組みにより公共施設4か所にマイボトルも利用できる給水スポットが設置されました。プラスチック問題は、マイクロプラスチックによる海洋汚染や人間も含めた生態系への影響など、当初、地球規模な自然環境問題として問題提起され、これまで環境政策課がその啓発に力を入れてきましたが、2050年のゴールを見据えた足元からの取り組み、つまり使い捨てプラスチックの発生抑制こそが</p>

項目別質問内容

<p>今、最優先課題なのです。ペットボトルを含む使い捨てプラスチックごみの削減を所管するごみ対策課のより積極的な関わり、さらなる庁内連携が重要かと考えます。お考えを伺います。</p>
<p>2 農地の保全と環境保全</p>
<p>みどりや生物多様性の保全のために、現みどりと環境基本計画でも農地（生産緑地）の保全を図っています。しかし農地の中には経営効率や生産効率を求めて農業を行う農地もあれば、土壌も含め多様な生態系、気候を生かしながら農業を行う農地など様々あります。そして農業により、農地の持つ機能も変わります。</p>
<p>(1) 気候非常事態宣言を出した市として、改定計画ではどのような機能を持つ農地を保全していくのでしょうか。</p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p>資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）</p>
<p>① エコプラザ多摩竣工時と今（2021年度）、それぞれのペットボトルと缶ごみの量と傾向。今後の見込み。</p>
<p>② 洗浄シラベルとキャップを外してペットボトルを出す、その状況と行ってきた啓発について。過去3年分。</p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>